

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 25 - 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: HANDLING ISM, ISPS, AND MLC, 2006 DUE TO THE EXCEPTIONAL CIRCUMSTANCE OF COVID-19

Date: 02 July 2020

本年3月26日発行の同タイトル船舶安全通知書(MSA) No. 11-20は本書の発行を以って廃版と致します。本書では先のMSA No.11-20より § 1.1に若干の手直しを加え、外部遠隔監査について新たに § 4.0を設け、旧 § 4.0は § 5.0に変更しました。

本船舶安全通知書(MSA)は、新型コロナウイルス疾患(COVID-19)広範囲感染の結果、(世界的に)課せられた移動制限によって審査員又は検査員の立会が出来ない状況を考慮した代替案に係る情報を提供致します。本書に特筆されていないければ、この代替案実行前に、認定団体(RO)又は認定保安団体(RSO)は弊局に(状況)報告、(弊局の期限延期等に対する)同意を得て下さい。

1.0 国際安全管理法(ISM Code)

1.1 ISM内部年次検証

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)は弊局発行、船舶通告書(MARINE NOTICE) No. 2-011-13/ § 7.4及び ISM Code §12.1でいう「特別な事情(exceptional circumstance)」にあたり、弊局は12ヶ月毎の会社、船舶に対する内部監査を3ヶ月延長することを許可します。

3ヶ月の延長期間中に行われる審査について、弊局は(審査内容が)ISM Code/ § 12要求事項の全てに適合していれば、弊局への許可申請なしで「遠隔審査(Remote Audit)」を認めます。これは外部検証前に完了すべき内部審査についても同じ扱いとなります。

1.2 ISM外部初期検証

ISM Code §14.3に従い仮安全管理証書(SMC)の延長を初期検証完了に要求される最低期間限定で認めます。

1.3 ISM中間検証

3ヶ月を超えない有効期限の短期(Short-term)SMCの発行を認めます。ROからの提出関連書類には(証書発行から)3年目にあたる日以前に(運航)会社が延期申請を示しているものが必要。

MSA No. 25-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします

1.4 ISM外部更新検証

ISM Code §13.14.に従い3ヶ月を超えない期間で延長を認めます。

1.5 適合文書(DOC)検証

会社がISM Codeに従い要求されるDOC検証を完了できない場合、短期(Short-term)DOC発行を認めますが、ROからの推奨(Recommendation)を基に個々のケースとして扱います。

2.0 国際船舶・港湾施設保安法 (ISPS Code)

2.1 ISPS年次内部検証

本書の§1.1を参照。

2.2 ISPS初期検証

ISPS Code A-19.4.5に従い一連の仮国際船舶保安証書(Interim ISSC)の発行を初期検証完了に要求される最低期間限定で認めます。

2.3 ISPS中間検証

有効期限3ヶ月を超えない短期(Short-term)ISPS証書の発行を認めます。RSOの関連書類には(証書発行から)3年目にあたる日以前に(運航)会社が延期申請を示しているものが必要。

2.4 ISPS更新検証

ISPS Code A-19.3.5に従い3ヶ月を超えない期間で延長を認めます。

3.0 海事労働条約 (MLC, 2006)

MLC, 2006に初期、中間、又は更新検査の延期についての規程がありませんが、検査員が立ち会えない十分な事由とそれを示す書類があれば、要求される検査完了に要求される最低期間限定で短期(Short-term)証書発行が可能です。

4.0 外部遠隔検証

外部遠隔検証とは審査員が現場(船上・陸上)に立ち会うことが出来ない場合に、情報通信技術(ICT)を用いて行う審査を指します。

外部遠隔検証は、COVID-19世界的拡大、及び(審査の)期限延長、有効期限切れ証書の再発行など(本書の § 1.0, § 2.0及び § 3.0を参照)万策尽き、従来の現場立会審査が(期限内に)出来ない場合の状況に応じた、代替え(審査)方法です。(この様な状況は)仮証書の期限切れ、中間審査枠(ウィンドウ)切れ、及び年次・更新審査の期限が迫っている場合などが考えられます。

(弊局)認定団体(RO)、或いは認定保安団体(RSO)は本項で定義される外部遠隔検証を適用時には弊局へ許可申請を行って下さい。

5.0 連絡先

本書に関するお問合せは弊局、technical@register-iri.com までお寄せください。